

栃木県次期防災情報システム整備に係る調査・設計業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「栃木県次期防災情報システム整備に係る調査・設計業務」を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

栃木県次期防災情報システム整備に係る調査・設計業務

2 業務の目的

栃木県の災害対応業務の効率化及び県民へ避難行動を促す災害情報の提供を実現するため、現行の防災情報システム（以下「現行システム」という。）に代わる新たなシステム（以下「次期システム」という。）が必要である。本業務委託では、次期システムの要件を決定するための調査を行い、その構築における仕様書案を策定することを目的とする。

なお、本業務の全体像及び背景については、別添「プロジェクト計画書」を参照すること。

3 委託期間

契約締結日から令和7（2025）年12月19日（金）まで

4 業務の内容

乙は、別添「プロジェクト計画書」を参照し、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（2023年3月31日最終改定、デジタル庁）第3編第4章及び第5章に記載されている業務要件、機能要件、非機能要件並びに次期システムの構築に係るその他必要な事項（構築期間、予算等）について、下記（1）から（5）の業務の中で、調査及び検討を行い、その結果を仕様書案として策定するものとする。

「プロジェクト計画書」については、甲が主体となって適宜改定するものであるから、本業務において実施する調査等を踏まえ、乙に助言を求めることがある。

また、業務の内容は甲が想定しているものであり、甲の承認を得て、目的を達成できる効果的な手法に変更することができる。

なお、甲が想定する業務スケジュールは別添「次期防災情報システム 調査・設計業務委託 業務スケジュール（案）」のとおりである。

(1) 現状調査

乙は、栃木県及び県内各市町の災害対策業務フローの分析を行うとともに、現行システム、関連システム（次期システムで連携が想定される国、県、市町、関係機関が保有

するシステムをいう。)に関する現状把握を行う。また、市町等関係機関との間で意見交換を行うとともに、現状の課題と対応案を整理する。具体的な実施項目は次のとおりとする。

ア 現行災害対策業務の概要調査

乙は、栃木県及び県内各市町の現行業務を分析するために、災害対策としてどのような業務があるか、また、災害対応においてどのような業務が発生するかを調査する。災害対策本部を設置した場合の各グループや各班の対応、及び、災害対策本部の設置に至らない規模の災害における場合の対応等を含め、調査票やヒアリング等の手法を適切に用い、業務の種類並びにその概要を整理した結果を甲に報告する。

なお、ヒアリング等の日程調整が必要な場合は、甲が行う。

イ 現行災害対策業務フローの調査

乙は、栃木県及び県内各市町の現行業務を分析するために、災害対策業務フローを調査する。その際は調査票やヒアリング等の手法を適切に用いて、甲に取りまとめた結果を報告する。なお、ヒアリング等の日程調整が必要な場合は、甲が行う。

ウ 現行システム及び関連システムの調査

乙は、現行システムの現状（ネットワーク等の構成を含む。）を把握するとともに、関連システムを調査する。

現行システムは、設計書類等に基づき調査、分析を行う。

また、関連システムについては、ヒアリング等の手法により、調査、分析を行う。

なお、関連システムとは、次期システムとの連携が想定されるシステムを指す。現在の想定は「プロジェクト計画書」第4章を参照のこと。

エ 課題整理と対応案検討

乙は、アからウの調査結果を分析し、抽出された課題ごとに対応案を作成する。

(2) システムの将来構想策定

乙は、次期システムの構築に関する業務を実施する上で、目的や構築スケジュール、要件等を明確に定義した上で、複数のシステム構築企業から意見を聴取し、それに基づきシステムの要件概要を整理する。また、将来構想に対する関係機関の意見を聴取し、それに基づきシステムの将来構想に反映する。具体的な実施項目は次のとおりとする。

ア システムの将来構想（システム化方針）策定

乙は、(1)で調査した内容や作成した対応案等を踏まえて、次期システムの将来構想を策定する。システムの将来構想は、システムの機能、システム化の範囲、サーバーの構成案（例：クラウド、オンプレミスの検討）、ネットワーク構成案（例：ネットワークの冗長化の検討）等を含むものとし、後工程で実施する要件定義等の基礎資料となるものとする。

併せて、費用対効果や現行の業務と次期システム構築後の業務を比較し、次期システムを構築したことに伴う事務量や手順の変化、それによる効果等について分析し、その

結果をまとめた資料（一部、機能要件等を含む。）を作成し、甲に報告すること。

システムの将来構想については令和6（2024）年度の業務を通じて策定を進めていく想定である。6月末頃に「プロジェクト計画書」や既の実施した調査等を踏まえ素案を作成し、10月頃により詳細な案を報告することを想定している。最終案については、令和7（2025）年2月に報告すること。なお、将来構想案については、各段階（令和6（2024）年7月、11月、令和7（2025）年3月頃）に甲が設置する検討委員会で有識者等の意見を徴取することを想定している。（後述、(5)ウ(7)を参照のこと。）

イ 構築スケジュール検討

乙は、(1)ウの調査結果等を踏まえ、次期システムの構築スケジュールを検討し、甲に提案する。

なお、構築スケジュールは現行システムのライフサイクルを踏まえて検討すること。スケジュールの検討に当たり、特に留意すべき点は次のとおり。

- ・データ移行の必要性、移行方法の検討
- ・現行システムとの並行稼働の必要性、並行稼働期間の検討
- ・次期システムと関連システムの接続時期、データ連携時期の検討

ウ 要件概要の策定

乙は、機能要件及び非機能要件の概要を作成し、エのRFIに必要な要件を取りまとめる。

要件概要として想定する内容は、次のとおり。

- ・機能要件の概要作成（システム化の範囲の明確化）
- ・非機能要件の概要作成（例：クラウド、NW、セキュリティ）

エ システム構築企業へのRFI実施（1回目）

乙は、構築スケジュールや費用の規模感を確認することを目的として、システム構築企業に対し、RFIを実施する。乙は、RFIに必要な書類を作成し、構築企業に対し説明会を実施すること（3社程度、それぞれWeb会議想定）。

オ RFI結果分析と意見反映

乙は、RFIで構築企業から収集した意見を取りまとめ、その分析結果を甲に報告する。構築企業からの意見については、甲の承認を得た上で、費用対効果、業務効率化、実現性の観点からシステムの将来構想に乙が反映する。

カ 将来構想に関する関係機関への意見聴取と取りまとめ

乙は、将来構想に関して関係機関に意見を聴取し、これを取りまとめる。なお、関係機関は県庁内、各市町、警察、消防機関等を想定している。

(3) 調達要件の作成

乙は、調査結果や要件概要を踏まえて次期システムを効果的に利用した場合の災害対策業務フローを作成する。また、調達要件（業務要件、機能要件、非機能要件）を策定する。具体的な実施項目は次のとおりとする。

ア 次期システム下での災害対策業務フローの作成

乙は、(1)アの調査結果や(2)ウの要件概要を踏まえ、栃木県及び県内各市町における次期システムを利用した場合の効果的な災害対策の業務フローを作成する。業務フロー作成後は、ヒアリング等の手法により、適宜内容の確認を行うこと。

イ 市町意見照会と照会結果反映

乙は、アで作成した業務フローに関する意見を調査票、アンケート等の手法により、県内各市町に求め、その結果を取りまとめるとともに、業務フローに反映し、甲に報告する。

ウ 調達要件の策定

乙は、これまでの調査結果等を踏まえ、調達要件（業務要件、機能要件、非機能要件）を策定する。

(4) 仕様書案の策定

乙は、(1)～(3)までの調査及び検討を踏まえ、次期システムの仕様書案を策定する。具体的な実施項目は、次のとおりとする。

ア システム構築企業へのRFI実施（2回目）

乙は、次期システム構築事業の予算化に必要な資料を集めるため、システム構築企業に対し、RFIを実施する。乙は、RFI依頼に必要な書類を作成し、依頼企業に対し説明会を実施すること（3社程度、それぞれWeb会議想定）。

イ RFI結果分析と意見反映

乙は、RFIで収集した構築業者からの意見を取りまとめ、その分析を行い、甲の承認を得たうえで、仕様書案に反映する。

ウ 仕様書案の最終化

乙は、仕様書の最終案を作成する。

(5) その他

ア 打合せの実施

本業務委託に係る打合せは、定例会として、業務の進捗や業務遂行上必要な指示の確認を目的に、委託期間中月1回程度実施する。その他、受託当初、納品時等、必要に応じて打合せを実施するものとする。打合せの実施後、乙はその議事録を甲に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、甲は、打合せの実施に際し、必要な場合は、県庁内の担当課または関係機関の担当者等を参加させることがある。

打合せの実施方法、スケジュール、及びそれに係る乙の業務等は、次のとおり想定している。

・ 定例会

実施頻度：毎月1回実施（打合せの実施方法については都度調整）

業務内容：定例会資料作成（進捗報告、プロジェクト推進の課題報告）

議事録作成

なお、甲が想定する主な定例会の内容については、次のとおりとする。

時 期	内 容
令和6（2024）年6月	キックオフ
令和6（2024）年10月	将来構想案の説明
令和7（2025）年1月	費用対効果について説明
令和7（2025）年3月	第一次中間報告 ※令和6（2024）年度業務報告
令和7（2025）年7月 末or8月	第二次中間報告（システム要件内容説明）
令和7（2025）年10 月、11月	調達仕様書案最終化に向けた説明

・システムの将来構想に係る検討委員会

実施時期：令和6（2024）年7月、11月、令和7（2025）年3月頃

業務内容：資料作成

会議運営支援（構想案の説明を想定）

議事録作成

- ・その他の打合せについては、必要に応じてWeb会議システム等を利用して実施する。

イ 概算見積の提出

令和6年（2024）12月及び令和7（2025）年9月に次期システム構築に係る概算見積を作成し、甲に提出するものとする。

ウ 報告書の作成

本業務に係る報告書は、次のとおりとりまとめるものとする。また、報告書は正本1部、副本2部、及び電子ファイルを保存したメディアにより提出するものとする。

(7) 第一次中間報告

期限：令和7（2025）年3月

内容：令和6（2024）年度の実施内容（現状把握のために実施した調査結果、システムの将来構想）について、とりまとめた報告書

(イ) 第二次中間報告

期限：令和7（2025）年8月

内容：要件確定の結果をとりまとめた報告書

(ウ) 最終報告

期限：令和7（2025）年12月

内容：最終報告書（仕様書案、業務の実施内容をまとめた資料）

5 実施計画書の提出

本業務を円滑かつ計画的に遂行するため、乙は、契約締結後遅滞なく、十分な人員を配置するとともに、業務の具体的な実施計画書（様式任意）を作成し、甲に提出するものとする。なお、次の事項を含むものとする。

- ・業務日程
- ・体制
- ・進捗管理方法
- ・課題管理方法

6 その他の事項

- (1) 乙は、本業務の実施に当たり、業務に精通し、全体の掌握・監督を行う責任者を配置するとともに、甲と密接に連絡を取り、忠実かつ誠意を持って業務を遂行すること。
- (2) 本業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。
- (3) 乙は、本業務のため作成・入手した資料等について、業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に公開、提供してはならない。
- (4) 乙は、甲が必要と認めたときは、作業の途中過程をその都度報告するとともに、必要事項について協議しなければならない。なお、協議に際し、要求された資料は必要部数を提出しなければならない。
- (5) 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができるものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や業務上疑義が生じた場合は、甲と乙との協議により、業務を進めるものとする。